

長崎短期大学, 祥明大学 教育協力協定書

第1条（目的）本協定は、長崎短期大学と祥明大学間の相互信頼と協力を基に共同の発展方案を模索し、両校の教育及び研究分野の情報共有と協力体系を構築し協力することを目的とする。

第2条（協力事項）両校は本協定の目的を達成するため、次の各号の諸般業務に対して積極的に協力する。

1. 教員及び研究者交流
2. 編入生及び交換留学生等の学生交流
3. 短期研修団派遣
4. 共同研究及び各種学術情報交換
5. その他両大学の発展に必要と合意した事項

第3条（附属協定）上記協力事項の遂行に必要な詳細は、本協定に付属して追加協定を締結して施行する。

第4条（協定の効力）本協定は署名日から5年間有効であり、協定満了6ヶ月前まで相互間に解約の意思表示がない限り自動的に5年ずつ延長される。ただし、改正を希望する場合は、改正日以前の6ヶ月前までに相手方に書面で要請しなければならない。

第5条（その他）本協定書は、韓国語及び日本語で各2部作成し、両校が各1部ずつ保管する。

2024年 3月 1日

長崎短期大学 学長 安部 恵美子

祥明大学 総長 洪成泰

安部 恵美子

洪 成 泰